

＜ 改善報告書検討結果（青森県立保健大学） ＞

[1] 概評

2016（平成 28）年度の本協会による大学評価において、貴大学に対して、改善勧告として1項目、努力課題として4項目の改善報告を求めた。これを受けて、貴大学では、「継続的質向上委員会」を中心に検討を行い、学部・研究科において改善活動に取り組んでおり、改善の認められる項目が確認できる。ただし、以下に示すもののうち改善が不十分な事項については、更なる対応を求める。

改善勧告に関しては、教員組織（改善勧告No.1）について、大学設置基準に定める原則として必要な教授数が、2016（平成 28）年度時点で、大学全体で1名不足していたが、2020（令和 2）年4月現在は満たしており、改善が認められる。今後も適切な人事計画のもと、適切な教員組織を維持することが望まれる。

一方で、努力課題に関しては、学生の受け入れ（努力課題No.4）について、健康科学部社会福祉学科及び同栄養学科については編入学募集を継続し、短期大学への説明等を行って志願者の増加に向け取り組んでいるものの、健康科学部社会福祉学科の2020（令和 2）年度現在の編入学定員に対する編入学生数比率は0.25と低く、引き続き努力が求められる。なお、大学評価時に提言の対象ではなかった健康科学部看護学科の編入学定員に対する編入学生数比率が低くなっていることから、あわせて改善に取り組むことが望まれる。

以上の事項について、引き続き改善に取り組むとともに、貴大学が掲げる理念・目的の実現のために、不断の改善・向上に取り組むことを期待したい。

[2] 今後の改善経過について再度報告を求める事項

なし

[3] 各指摘事項に対する改善状況

1. 努力課題について

No.	種 別	内 容
1	基準項目	4. 教育内容・方法・成果 (1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針
	指摘事項	健康科学部の学位授与方針は、修業年限と修得単位数の要件のみの記載にとどまっており、学生が修得しておくべき学習成果を示していないため、改善が望まれる。

評価当時の状況	<p>学位授与方針は「青森県立保健大学健康科学部は、下記の要件を満たした学生について、幅広い教養と専門性を育み、保健医療福祉領域における社会及び地域ニーズ、地域特性に即した主体性・実践力を持ち、人間性豊かなヒューマンケアの担い手に達したものと認め、卒業を認定し学位を授与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 修業年限を満たすこと。 2. 学科ごとに定める授業科目について、124 単位以上の卒業要件単位を修得すること。」とされていた。
評価後の改善状況	<p>平成 28 年度に『「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン』に基づき、新たな学位授与方針と教育課程編成・実施の方針について、新カリキュラム検討委員会で検討した後、教育研究審議会の審議を経て決定した（資料 1-1-1）。学部共通の方針のもとに各学科で具体化した方針を設定し、更に、学位授与方針と教育課程編成・実施方針を対応させて策定した（資料 1-1-2、1-1-3）。</p> <p>学生が修得し身につけるべき力として1.自らを高める力、2.専門的知識に根差した実践力、3.創造力、4.統合的実践力を挙げた。このことから改善は図られた。</p>
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1-1-1 「平成 28 年度第 12 回青森県立保健大学教育研究審議会（平成 29 年 3 月 22 日）議事録」 ・ 1-1-2 「大学ホームページ掲載 3つのポリシー」 (https://www.auhw.ac.jp/about/enkaku/3policy.html) ・ 1-1-3 「2020 年度学生便覧（P3-10）」 (https://www.auhw.ac.jp/seikatsu/shien/files/binnrann2020.pdf) 	

No.	種 別	内 容
2	基準項目	<p>4. 教育内容・方法・成果</p> <p>(3) 教育方法</p>

指摘事項	健康科学研究科において、学生が入学する前に他の大学院において履修した授業科目について、学生の申請により既修得単位として 10 単位を超えない範囲で修得したものとみなしているものの、明文化された学内基準はないため、改善が望まれる。
評価当時の状況	<p>本学大学院に入学する前に履修した単位の認定については、大学院が開設された平成 15 年度以降、大学院学則第 25 条で学長が 10 単位を超えない範囲で既修得単位の認定を行うことができること、大学院履修規程第 8 条で申請、認定通知に係る書式について規定されており、大学院生から申請があった際には、研究科委員会の議を経て既修得単位として認定してきた。</p> <p>一方、前記研究科委員会での審議を行うことを含めた既修得単位認定業務の進め方や認定基準等を明文化したものはない状況であった。</p>
評価後の改善状況	平成 28 年度第 3 回臨時研究科委員会における、学生が入学する前に他の大学院で履修した単位数の取り扱いに係る議論（資料 1-2-1）を経て、平成 29 年 2 月、既修得単位の基準を定めた「大学院既修得単位の認定に関する申し合わせ」を制定し（資料 1-2-2）、これに基づいて平成 30 年度入学生 1 名に適用した。
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1-2-1 「平成 28 年度第 3 回臨時研究科委員会（平成 29 年 2 月 15 日）議事録」 ・ 1-2-2 「大学院既修得単位の認定に関する申し合わせ（平成 29 年 2 月 24 日制定）」 	

No.	種 別	内 容
3	基準項目	4. 教育内容・方法・成果 (4) 成果
	指摘事項	健康科学研究科において、学位に求める水準を満たす論文の審査基準が明確でないため、基準を明文化するとともに、『履修要項』などに明記し、学生に明示するよう、改善が望まれる。

<p>評価当時の状況</p>	<p>博士前期・後期課程における提出論文の審査基準については、審査者に配付する「学位論文（修士）及び最終試験審査票（特別研究用）」及び「学位論文（博士）及び最終試験審査票（特別研究用）」に明記していたが、これら審査票には、大学院学則で評価（点数）の内訳や審査員評が記載されていることから、内部資料としていた。</p> <p>このため、論文審査基準については、大学院生に対して明示されていない状況であった。</p>
<p>評価後の改善状況</p>	<p>平成28年度第3回臨時研究科委員会（平成29年2月15日）及び同第7回定例研究科委員会（平成29年2月28日）における、学位水準の明確化を目的とした「論文審査基準及び論文申請要領案」に係る議論（資料1-2-1、1-3-1）を経て、承認された改訂内容を平成29年度の「大学院便覧・授業要項」に掲載し（資料1-3-2）、平成29年4月のガイダンスにおいて大学院生に周知した。</p> <p>論文審査基準をより具体化するため、令和元年度第2回臨時研究科委員会（令和2年2月12日）及び同第7回定例研究科委員会（令和2年2月27日）における議論（資料1-3-3、1-3-4）を経て「学位（修士）審査基準」及び「学位（博士）審査基準」として明文化し（資料1-3-5）、令和2年度の「大学院便覧・授業要項」（資料1-3-6）、大学ホームページ（資料1-3-7）において明示するとともに、令和2年度大学院ガイダンス（令和2年4月）において大学院生に周知した。</p>

<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1-3-1 「平成 28 年度第 7 回定例研究科委員会（平成 29 年 2 月 28 日）議事録」 ・ 1-3-2 「2017 大学院便覧・授業要領（P35, 63）」 ・ 1-3-3 「令和元年度第 2 回臨時研究科委員会（令和 2 年 2 月 12 日）議事録」 ・ 1-3-4 「令和元年度第 7 回定例研究科委員会（令和 2 年 2 月 27 日）議事録」 ・ 1-3-5 「青森県立保健大学大学院健康科学研究科 学位（修士）審査基準 青森県立保健大学大学院健康科学研究科 学位（博士）審査基準」 ・ 1-3-6 「2020 大学院便覧・授業要領（P120-122）」 ・ 1-3-7 「大学院ホームページ掲載 学位審査基準」 （https://www.auhw.ac.jp/daigakuin/health/rishuu.html）

No.	種 別	内 容
4	基準項目	5. 学生の受け入れ
	指摘事項	編入学定員に対する編入学生数比率について、健康科学部社会福祉学科で 0.25、栄養学科で 0.67 と低く、理学療法学科では編入学生がいないため、改善が望まれる。
	評価当時の状況	社会福祉学科では、編入学収容定員 12 名に対し在籍者数 3 名、栄養学科では、編入学収容定員 9 名に対し在籍者数 6 名であった。理学療法学科では、平成 17 年度入試以降、入学者 0 名を継続していた。
	評価後の改善状況	<p>入試委員会において編入学入試の継続について議論をした（資料 1-4-1）。この結果、看護学科と理学療法学科については、志願者の減少の原因が、短期大学の大学化に伴い、社会的ニーズが低下していることと分析し、編入学制度を令和 3 年度入試から停止した。令和 2 年度入試では、定員 10 名のうち、看護学科 3 名、うち合格者 2 名、うち入学者は 0 名、理学療法学科は志願者がおらず、選抜停止の判断が妥当であると考えられた。</p> <p>社会福祉学科及び栄養学科は、定員に対する入学生比率は少ないものの、一定の社会的ニーズは存在し、入学後の意欲も高いことから、継続することとした。加えて栄養学科では、編入学後の指導を強化し、編入学生のサポートを充実させることで、更なる編入学生</p>

	<p>の受け入れ体制を整えた。評価当時と比較して、令和2年5月1日現在の編入学生数比率は、社会福祉学科は0.25(±0)と同率であるが、栄養学科は0.78(+0.11)と、数値の改善が見られた(資料1-4-2)。社会福祉学科では、編入学生数比率に大きな変動は見られないが、平成28年度入試以降は、志願者数が増加し募集人員を概ね満たすことが出来ている(資料1-4-3)。加えて、令和元年度から短期大学への訪問活動を行うなど、編入学志願者獲得のための募集活動を開始した。</p> <p>以上のとおり、社会的ニーズを勘案し入試枠を精査したこと、編入学に対する学生募集活動の在り方を見直し実行したことから、評価当時の状況から改善が図られた。</p>
	<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1-4-1「平成29年度臨時第1回健康科学部入学試験委員会(平成29年6月26日)議事録」 ・1-4-2「大学基礎データ 表4(令和2年5月1日)」 ・1-4-3「編入学志願者等の推移」 ・1-4-4「大学基礎データ 表3(令和2年5月1日)」

2. 改善勧告について

No.	種 別	内 容
1	基準項目 指摘事項 評価当時の状況	3. 教員・教員組織 大学設置基準上原則として必要な教授数が2016(平成28)年度時点で、大学全体で1名不足しているため、是正されたい。 大学設置基準に定める原則として必要な教授数について、2015(平成27)年度においては、大学全体で4名(健康科学部社会福祉学科において2名を含む)不足していた。

<p>評価後の改善状況</p>	<p>平成 28 年度に採用及び昇格を行い、法令を満たした。しかし、平成 30 年度、健康科学部栄養学科、社会福祉学科において教授が退職したため、再び大学全体で 2 名不足、令和元年度は全体で 4 名が不足している状況であった。</p> <p>平成 30 年度に教員編成方針（資料 2-2-1）を策定するとともに、計画的な学外募集と学内募集（昇任）を実施、また学内教員の担当分野の再配分に伴う募集教員の領域見直し等を行うことにより、教員確保を促進し必要教授数の充足を図った。</p> <p>令和 2 年 4 月に教授数は、看護学科 13〔7〕名、理学療法学科 7〔6〕名、社会福祉学科 6〔6〕名、栄養学科 5〔4〕名、全体で 31〔23〕名となり、設置基準上必要な教授数の充足を実現した（資料 2-1-2、2-1-3、2-1-4）。</p> <p>*〔〕内数字は、設置基準上必要な専任教授数。</p>
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2-1-1 「青森県立保健大学教員編成方針」 ・ 2-1-2 「大学基礎データ 表 2（令和 2 年 5 月 1 日）」 ・ 2-1-3 「学部教員数の推移」 ・ 2-1-4 「青森県立保健大学 設置基準上の必要専任教員数（学長含む）」 	

以 上